

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終報告書 概要

令和元年10月23日

電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会

包括的検証に係る検討体制

- 2018年8月、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」が情報通信審議会に諮問。
- 特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。2019年8月に中間答申。

【情報通信審議会】

電気通信事業政策部会

特別委員会

電気通信事業分野における 競争ルール等の包括的検証

※ 2015年の法改正の3年後見直しを含む

ネットワークビジョン・基盤整備について
一定の方向性を取りまとめ
専門的・集中的な検討のためのWGを設置

消費者保護ルールの検証 に関するWG

- ・ 電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえた消費者保護の在り方 等

ネットワーク中立性 に関する研究会

- ・ ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や、透明性確保の在り方 等

モバイル市場の競争環境 に関する研究会

- ・ MVNOの一層の促進等、競争促進を通じたサービス多様化、料金低廉化の方策 等

プラットフォームサービス に関する研究会

- ・ プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方 等

次世代競争ルール検討WG

他者設備の利用の在り方、市場の融合に対応した競争ルールの方向性等

基盤整備等の在り方検討WG

ユニバーサルサービス制度を含めた基盤整備等に関する政策の在り方 等

グローバル課題検討WG

通信ネットワークにおけるグローバル化・仮想化等の構造変化を踏まえたルールの方向性 等

※接続料の算定に関する研究会とも連携

※ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会とも連携

連携

連携

連携

2030年を見据えたネットワーク・ビジョン

2030年に向けた 環境変化

取り組むべき主な方向性

レイヤ内の水平連携の進展

コンテンツ・プラットフォームレイヤ



各種プラットフォームサービス

サービス横断的な
データ流通・利活用

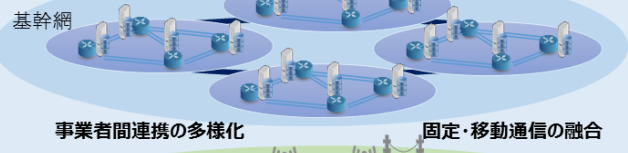
仮想化レイヤ

柔軟なネットワーク
機能の提供

オープンなネットワークインターフェース

サービスに応じた
ネットワークの活用

物理レイヤ



事業者間連携の多様化

固定・移動通信の融合

アプリケーション特性やユーザに応じたサービスの提供

ユーザ・端末レイヤ



海外事業者の
影響力の拡大

通信量の飛躍的増加と
設備投資の増大

仮想化技術により、ソフト
ウェアによる柔軟な
ネットワーク管理が実現

5GやIoTの普及に伴う
事業者間連携の進展や
固定・移動市場の融合

・ 人口減少・過疎化等
の社会構造変化
・ 国民に不可欠な通信
サービスの高度化

通信サービスの内容や
契約形態等の複雑化

● 我が国の利用者に対してサービスを提供する
海外事業者に対し、電気通信事業法の一部適用を検討

特別委員会・プラットフォーム研究会 ▶グローバル課題検討WGで検討を深化

● ネットワーク中立性を確保するためのルールづくり、
関係事業者による体制整備を検討

ネットワーク中立性研究会

● 設備設置事業者とは異なる主体が、ソフトウェアを通じ、
ネットワークを管理・運用することを想定したルールを継続検討

特別委員会 ▶グローバル課題検討WGで検討を深化

● 事業者間連携や市場の融合等に対応した
競争ルールを検討

特別委員会 ▶次世代競争ルール検討WGで検討を深化

● ユニバーサルサービス制度の見直し

・ NTTによる無線を活用した電話の提供の制度化
・ 将来的にブロードバンドをユニバーサルサービスの
対象とすることを見据えた検討

特別委員会 ▶基盤整備等の在り方検討WGで検討を深化

● シンプルで分かりやすい携帯電話料金プランの実現、
販売代理店の業務の適正性の確保

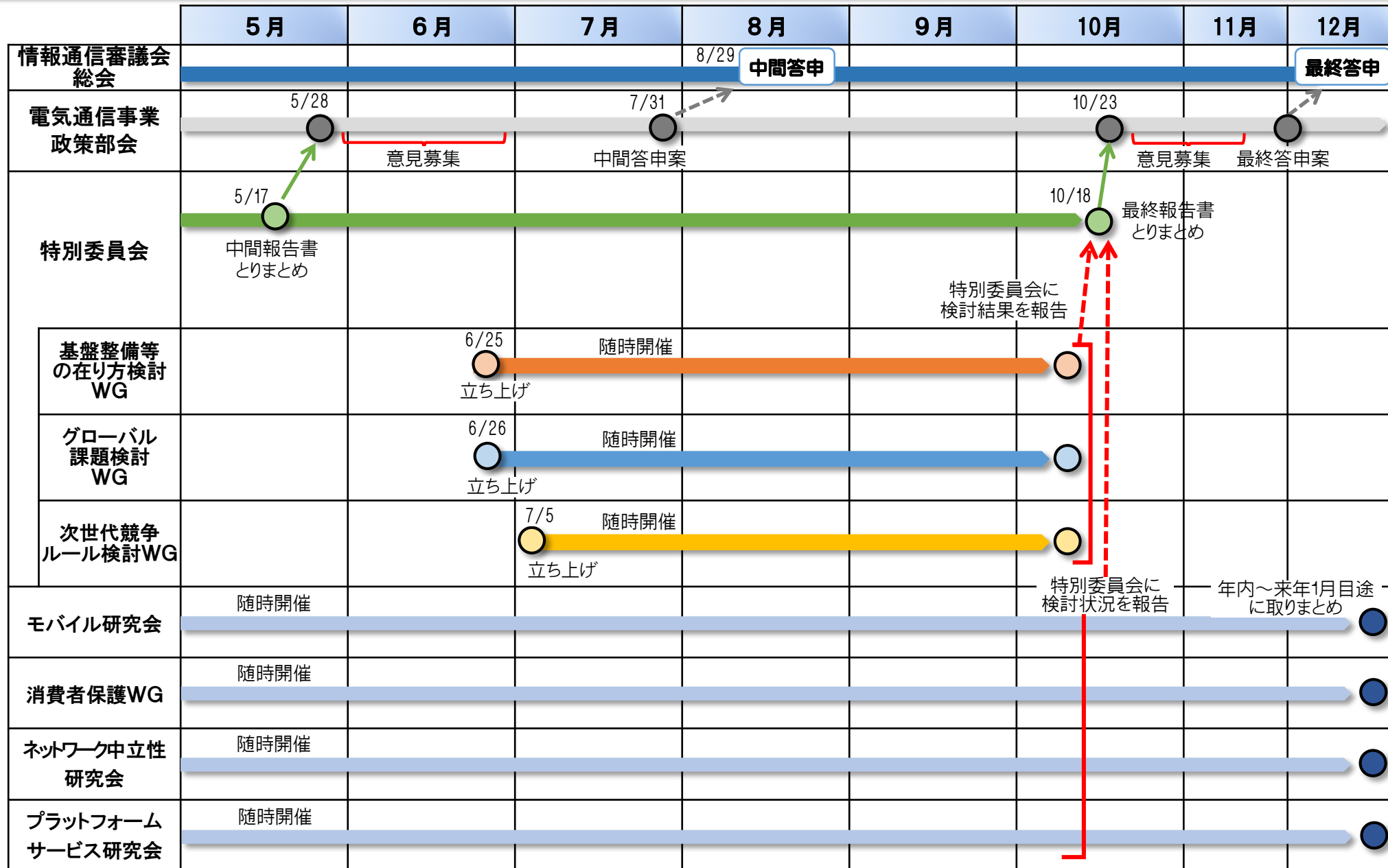
(電気通信事業法一部改正法が5月10日成立(10月1日施行))

モバイル研究会・消費者保護WG

上記の取組みを通じてSociety 5.0の具現化を図り、地域も含めた日本の競争力を強化

包括的検証における検討状況 (今後の予定含む)

3



※ 情報通信審議会の開催予定時期を含め、上記は全て現時点での想定。

- 現行制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保。
- 当面、固定加入電話は不可欠な役割を担うと想定されるが、人口減・過疎化等の社会構造変化に対応した効率化が課題。
- Society 5.0時代を見据えれば、ブロードバンドが一層重要な役割を担うと想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備・維持の在り方が課題。

① 電話サービスの持続可能性の確保

当面の 対応

- NTT東西は電話の提供にあたり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進める。
- 例外的な他者設備の利用にあたり、以下の要件を満たすことを確認するため、認可制を導入。
 - ・ 他者設備の利用を認める範囲について総務省において基準を明確化（災害復旧の一時的利用にも留意）
 - ・ 安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保 等

② 新たなサービスの利用可能性の確保

当面の 対応

- 地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等について、自治体に大きな財政的負担が生じていることも踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手を「公」から「民」へと移行を促すことも視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討。

中長期的 対応

- 国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するための制度の在り方について、以下の①または②の方向性のいずれが適当かも含め、専門的・集中的な検討を進める。
 - ① 国民生活に「不可欠なサービス」を「ユニバーサルサービス」として指定する考え方を維持し、「ブロードバンドサービス」を対象に追加するための必要な見直しを行う。
 - ② 現行制度を転換し、多様化するサービスの提供に「不可欠なアクセス網」を「ユニバーサルアクセス」として新たに法的に位置付け、これを適切・安定的に利用できる環境を確保する。

- グローバル化等に伴い、我が国においてもプラットフォームサービスが急速に普及しているが、国外事業者には電気通信事業法の規律が及ばず、利用者利益等の確保が課題。
- ネットワークの仮想化等の革新的な技術に対応するための制度上の課題が生じる一方で、情報通信産業の国際競争力強化の観点から、我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備が求められている。

① 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

当面の 対応

- 国内外の事業者間の公正競争や利用者の利益等を確保するため、国内利用者にサービスを提供する国外事業者に対し電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進める。
- 規制の実効性や国際的調和を確保する観点から、外国政府機関等との対話を進める。

② ネットワーク仮想化等の技術革新への対応

当面の対応

- ソフトウェアの役割増大に対応し、現行の安全・信頼性に関する制度の適切な見直しを進める。

中長期的 対応

- ネットワークの仮想化(ソフトウェア・クラウドを通じた新たなネットワーク管理)に伴い、プラットフォーム事業者等の新たな主体がネットワークの管理・運用を担うことが可能となることを見据え、ネットワークの安全・信頼性、利用者利益、公正競争等の確保のためのルールの在り方を検討。

③ 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

当面の 対応

- 通信事業者の調達力強化を通じてグローバル展開や先端的な研究開発等に対する投資を促進するため、NTTグループの共同調達ルール(例:東西ードコモは原則禁止)について、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で例外的に認める。
- 事業者間連携によるイノベーション創出を促すため、ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備、IoT分野における事業者間連携の促進に向けた現行の禁止行為規制※等の適切な運用を検討。

※ 移動通信市場の支配的事業者(現時点でNTTドコモ)による関連会社に対する不当な優遇等を禁止。ただし、通信モジュール向けにサービス提供する者を関連会社の指定から除外。

中長期的 対応

- 新たな時代における国際競争力の確立を図るため、Beyond 5G、フォトリクスネットワーク、AIによるネットワーク運用等、革新的技術の実現に向けた研究開発支援の在り方等を検討。

- 現行制度は、事業展開上不可欠性や優位性を有する設備を他事業者が利用するに当たり、「接続」を中心に、公正競争確保のためのルールの充実・強化を図ってきたが、柔軟な設備利用が可能な「卸役務」の利用が近年拡大し、卸先事業者から提供条件の適正性等に関する課題が指摘。現行制度を見直し、提供条件の適正性等と柔軟な設備利用のバランスを確保することで、公正競争を確保することが必要。
- 今後、5GやIoTの普及・進展により、事業者間連携の多様化に伴い「卸役務」の利用が一層拡大することに加え、移動・固定市場の融合等、市場・ネットワーク構造の変化を見据え、「設備」に着目した公正競争確保のための現行ルールを、「サービス/機能」にも着目したものに転換することが求められる。

公正競争確保の新たなルール整備

当面の 対応

- 「卸役務」によって柔軟な設備利用が実現されてきたことに留意しつつ、指定電気通信設備※1によって提供される「卸役務」について、提供条件等の実態把握を強化するとともに、接続では実質的に代替困難な可能性のあるもの※2について、料金水準の適正性等の検証を行う仕組みの導入を検討。
- 措置後の動向を注視した上で、必要に応じ、電気通信事業法の改正を含めた更なる対応を検討。

※1 非対称規制の対象となる、加入者回線設備等の「ボトルネック性」を有する設備や、移動通信において相対的に多数の端末を収容し「交渉上の優位性」を有する設備

※2 例：NTT東西による光回線の卸売サービス、MNOによるMVNOへの音声卸サービス等

中長期的 対応

- 5Gサービスの本格開始等により、固定・移動が融合したネットワーク構造(例：光回線の重要性の高まり)が出現するとともに、プラットフォーム事業者等の新たな主体がネットワーク市場に対して強い影響力を有するようになる可能性がある。
- これを踏まえ、市場環境の変化を適時適切に把握した上で、現行の「設備」のボトルネック性(他事業者にとっての不可欠性)や交渉上の優位性に着目した公正競争確保のルールについて、5G時代において事業展開上重要となる設備の考え方や「サービス/機能」にも着目した新たな市場支配力等の考え方の導入を見据えた検討が必要。

改正電気通信事業法のフォローアップ

- 本年10月1日に施行された改正電気通信事業法（通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等）のフォローアップとして、改正法施行前後のモバイル市場の状況及び改正法施行後の利用者の円滑な移行に係る事業者の取組状況を確認。

モバイル市場の競争環境の確保の在り方

- 5G時代におけるMNOとMVNOの競争環境の一層の整備に向け、MVNOによる5Gの円滑な提供開始、eSIMの普及促進、モバイルネットワークの仮想化への対応の課題等やSIMロック解除に関するルールの見直し等について検討。

消費者保護ルールの在り方

- 現行の消費者保護ルールが、携帯電話や固定電話等の従来型の通信サービスを前提としてきたことを踏まえ、IoTサービスの進展と消費者保護ルールの在り方について検討。

ネットワーク中立性の在り方

- ネットワーク中立性の確保に向け、帯域制御ガイドラインの見直し、ゼロレーティングに関する指針の策定を行った上で、必要なモニタリングを実施。
- トラヒックの効率的かつ安定的な処理に向け、コンテンツ事業者、ネットワーク事業者等の関係事業者による協議会等の協力体制を検討。

プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

- プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保、フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上の主要課題等の検討を進め、各施策の方向性を整理。
- トラストサービス（送信元のなりすましやデータ改ざんの防止等の仕組み）について具体的な制度の在り方を検討。